

令和6年笛吹市議会

第2回臨時会議案

笛吹市

令和6年笛吹市議会第2回臨時会会期日程

○会 期 : 令和6年7月16日(火) 1日間

月 日	曜 日	会 議 名 等	開 議 時 間	議 事 等
7月16日	火	議会運営委員会	午後1時30分	・臨時会運営協議 ・その他
		全員協議会	午後2時	
		本 会 議	午後3時	・提出議案説明 ・質疑 ・討論 ・採決

目 次

- 議案第74号 笛吹市春日居子育て支援センター条例の制定について
- 議案第75号 契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務))
- 議案第76号 動産の取得について(小型動力ポンプ積載水槽車購入(境川分団本部)(明許))

令和6年7月16日 提出

笛吹市長 山下 政 樹



議案第 74 号

笛吹市春日居子育て支援センター条例の制定について
笛吹市春日居子育て支援センター条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市春日居子育て支援センター条例
(設置)

第 1 条 多様な子育て支援事業の推進を図り、子育て家庭に対する育児支援及び子どもの健やかな成長に資するため、笛吹市春日居子育て支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 笛吹市春日居子育て支援センター

位置 笛吹市春日居町加茂 77 番地 1

(管理)

第 3 条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者の指定手続等については、笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年笛吹市条例第 28 号)によるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 4 条 前条第 1 項の規定により指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) センターの運営に関する業務

(2) センター及び設備器具の維持管理に関する業務

(3) センターの利用許可に関する業務

(4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業の実施に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用の許可)

第 5 条 センター及びその附帯設備を利用しようとする者は、あらかじめ市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 市長又は指定管理者は、前項の許可をするときは、センターの管理上必要な

条件を付することができる。

(利用の範囲)

第6条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する子ども及びその保護者
- (2) 子ども、子育て中の者及び妊婦を支援する者
- (3) 子ども及び妊婦を中心とした仲間づくり、世代間交流等を行う者
- (4) 子育て支援に係る研修、講習等を行う者
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が認める者

(利用の制限)

第7条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター等の利用を許可しない。ただし、市長又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政党その他の政治団体の利害を目的として利用するとき。
- (3) センターの管理上支障があるとき。
- (4) 営利を目的として利用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的に反するとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第5条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 管理上特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による利用の停止又は許可の取消しによって利用者が受ける損害については、市長又は指定管理者は、その責を負わない。

(使用料)

第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第11条 第3条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にセンター

の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
(使用料又は利用料金の減免)

第12条 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、使用料又は利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料又は利用料金の不還付)

第13条 既納の使用料又は利用料金は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長又は指定管理者が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰すことができない理由により、センターを利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、センターの利用を終えたときは、速やかに当該センターを原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者は利用者に代わってこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(遵守事項)

第15条 利用者は、センターの利用に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 故意又は過失によりセンターを損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の

日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第10条、第11条関係)

利用区分	使用料(1時間当たり)
多目的スペース	800円
厨房	200円
備考	
1 午後5時から午後10時までの間の利用における使用料は、この表の利用区分に係る使用料に5割を加算した額とする。	
2 利用者が団体の場合であって、利用人数の過半数を市外の者が占めるときの使用料は、この表の利用区分に係る使用料の2倍の額とする。	

提案理由

子育て家庭に対する育児支援及び子どもの健やかな成長に資するため、笛吹市春日居子育て支援センターを設置する必要がある。これが、本条例案を提出する理由である。

議案第 75 号

契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務))
次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

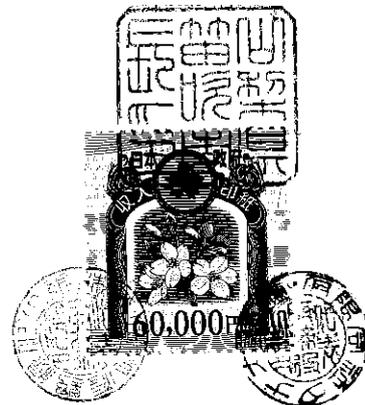
- 1 工 事 名 御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務)
- 2 施行箇所 笛吹市御坂町下野原 1257 番地 御坂中学校
- 3 請負金額 金 314,600,000 円(税込み)
- 4 請負業者 タナカ設備・佐野緑化土木御坂中学校校舎改築工事(機械設備)
共同企業体
(代表構成員) 山梨県笛吹市御坂町尾山 323 番地 1
有限会社 タナカ設備
代表取締役 田中 征志
(構成員) 山梨県笛吹市一宮町小城 213 番地 8
株式会社 佐野緑化土木
代表取締役 佐野 一弥

提案理由

御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務)の請負契約を締結したいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。



建設工事請負仮契約書



- 1 契約番号 5061000051
- 2 工事名 御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務)
- 3 工事場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
- 4 工期 着手 議会の議決日の翌日
完成 令和7年8月20日
- 5 工事を施工しない日 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。
工事を施工しない時間帯 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。

6 請負代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	3	1	4	6	0	0	0	0	0

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金28,600,000円

- 7 契約保証金 保証保険等(31,460,000円)
- 8 支払条件 前金払40%以内、中間前金払20%以内、及び完成払
- 9 解体工事に要する費用等 別紙書面のとおりに

この建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和6年7月8日

発注者住所 山梨県笛吹市石和町市部77
笛吹市

職・氏名 笛吹市長 山下 政樹

受注者 タナカ設備・佐野緑化土木御坂中学校校舎改築工事(機械設備)共同企業体

代表構成員住所 山梨県笛吹市御坂町尾山323-1

商号又は名称 有限会社タナカ設備

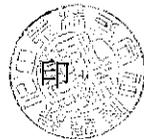
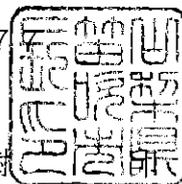
代表者職・氏名 代表取締役 田中 征志

構成員住所 山梨県笛吹市一宮町小城213-8

商号又は名称 株式会社佐野緑化土木

代表者職・氏名 代表取締役 佐野 一弥

(議決日) 令和 年 月 日



議案第 76 号

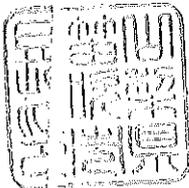
動産の取得について(小型動力ポンプ積載水槽車購入(境川分団本部)(明許))

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- 1 取得する動産 小型動力ポンプ積載水槽車購入(境川分団本部)(明許)
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 取得金額 金 23,760,000 円(税込み)
- 4 契約の相手方 山梨県笛吹市御坂町八千歳 287-1
東八防災株式会社
代表取締役社長 宮本 雄一

提案理由

小型動力ポンプ積載水槽車購入(境川分団本部)(明許)について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。



物品売買仮契約書

1. 契約番号 5063000027
2. 件名 小型動力ポンプ積載水槽車購入（境川分団本部）（明許）
3. 契約金額 金 23,760,000 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税 2,160,000 円）
4. 品名規格等 別紙のとおり
5. 納入期限 令和8年2月27日
6. 納入場所 笛吹市御坂町夏目原744番地 笛吹市役所御坂支所
7. 契約保証金 財務規則第156条の規定により免除

この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約（以下「本件仮契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は、笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。但し、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

（仮契約日） 令和6年6月24日

買受人 住所又は所在地 山梨県笛吹市石和町市部777
笛吹市
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹



売渡人 住所又は所在地 笛吹市御坂町八千蔵287
商号又は名称 東八防災株式会社
代表者職・氏名 代表取締役 宮本 雄一



（議決日）
（本契約日） 令和 年 月 日

